

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務【令和7年12月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

菊池市長

## 公表日

令和8年2月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和5年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務【令和6年5月31日終了】 (2) 令和5年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務【令和6年8月31日終了】 (3) 令和6年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務【令和6年11月30日終了】 (4) 令和6年度菊池市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務【令和6年11月30日終了】 (5) 令和6・7年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務【令和7年9月30日終了】 (6) 令和7年度菊池市定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務【令和7年12月31日終了】
③システムの名称	臨時給付金システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
支給対象世帯情報ファイル、申請者情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 135の項 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。  (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項  ※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 健康福祉部福祉課 0968-25-7213
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。住基ネット照会によるマイナンバー取得は行わず、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベース登録について人手を介在させる作業があるが、複数人での確認を行ったうえで上長の決裁を受けており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各システムへのアクセスが可能な職員は登録制となっており、ICカードとパスワードによる認証によってアクセスが限定されている。使用する端末から離れるときはICカードはリーダーから外し、また、アクセスログを記録することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月31日	I1. ②事務の概要	(追記)	■令和5年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)支給事務実施要綱に基づき、住民税均等割のみ課税世帯等に対し物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)を支給する。	事後	
令和6年5月31日	I 4. ②法令上の根拠	<情報照会> 1. 番号法、別表第二121の項	<情報照会> 1. 番号法 第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項	事後	
令和6年5月31日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	
令和6年7月3日	I1. ②事務の概要	(追記)	■令和6年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱に基づき、住民税非課税世帯等に対し物価高騰対応重点支援給付金を支給する。	事前	
令和6年7月3日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和6年6月24日 時点	事前	
令和7年3月21日	I1. ①事務の名称	物価高騰対応重点支援給付金支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I1. ②事務の概要	<p>■令和5年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱に基づき、住民税非課税世帯等に対し物価高騰対応重点支援給付金を支給する。</p> <p>■令和5年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)支給事務実施要綱に基づき、住民税均等割のみ課税世帯等に対し物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)を支給する。</p> <p>■令和6年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱に基づき、住民税非課税世帯等に対し物価高騰対応重点支援給付金を支給する。</p> <p>【情報連携の概要】 対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し情報連携を行う。</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和5年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務【令和6年5月31日終了】</p> <p>(2) 令和5年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務【令和6年8月31日終了】</p> <p>(3) 令和6年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務【令和6年11月30日終了】</p> <p>(4) 令和6年度菊池市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務【令和6年11月30日終了】</p> <p>(5) 令和6・7年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務</p>	事前	
令和7年3月21日	I3. 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一101の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定)</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表135の項</p> <p>2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定)</p>	事後	
令和7年3月21日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和6年6月24日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	IV8. 人手を介在させる作業 IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	様式変更に伴う新規記載	事後	
令和7年7月4日	I1. ②事務の概要	(追記)	(6) 令和7年度菊池市定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務	事前	
令和7年7月4日	II 1. いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事前	
令和8年2月27日	I1. ②事務の概要	略 (5) 令和6・7年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務 (6) 令和7年度菊池市定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務	略 (5) 令和6・7年度菊池市物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務【令和7年9月30日終了】 (6) 令和7年度菊池市定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱に基づく給付金の支給事務【令和7年12月31日終了】	事後	